

○原子力規制委員会告示第一号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）の規定に基づき、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係告示の整備等に関する告示を次のように定める。

令和元年六月十日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係告示の整備等に関する告示

（改正の対象となる告示の一部改正）

第一条 次の各号に掲げる告示の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

- 一 放射性同位元素等の工場又は事業所における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（昭和五十六年科学技術庁告示第十号） 別表第一
- 二 放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第七号） 別表第二
- 三 使用の場所の一時的変更の届出に係る使用の目的を指定する告示（平成三年科学技術庁告示第九号） 別表第三
- 四 教育及び訓練の時間数を定める告示（平成三年科学技術庁告示第十号） 別表第四
- 五 放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成十二年科学技術庁告示第五号） 別表第五
- 六 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第一条第五号の医療機器を指定する告示（平成十七年文部科学省告示第七十六号） 別表第六
- 七 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第十条第二項の工場又は事業所を定める告示（平成十七年文部科学省告示第七十七号） 別表第七
- 八 変更の許可を要しない軽微な変更を定める告示（平成十七年文部科学省告示第八十一号） 別表第八

九 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第十二条第一項第三号の放射性同位元素装備機器を指定する告示（平成十七年文部科学省告示第九十三号） 別表第九

十 設計認証等に関する技術上の基準に係る細目を定める告示（平成十七年文部科学省告示第九十四号）
別表第十

十一 講習の時間数等を定める告示（平成十七年文部科学省告示第九十五号） 別表第十一

十二 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第一条第四号の薬物を指定する告示（平成十七年文部科学省告示第四百十号） 別表第十二

十三 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等に係る電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成二十四年原子力規制委員会告示第一号） 別表第十三

十四 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第二十一条第一項第十四号の規定に基づき放射性同位元素又は放射線発生装置を定める告示（平成三十年原子力規制委員会告示第二号）

別表第十四

第二条 前条各号に定める表中の傍線及び二重傍線の意義は、次に掲げるとおりとする。

一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二 改正後欄に掲げるその条名に二重傍線を付した規定を新たに追加すること。

第三条 平成十一年科学技術庁告示第一号（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づきフレキシブルディスクの記録の方式等を定める件）を廃止する。

附 則

この告示は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条本文に掲げる規定の施行の日（令和元年九月一日）から施行する。

別表第一 放射性同位元素等の工場又は事業所における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（用語） 第一条 この告示において使用する用語は、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（以下「規則」という。）において使用する用語の例による。</p>	<p>（用語） 第一条 この告示において使用する用語は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（以下「規則」という。）において使用する用語の例による。</p>

以外の部分	第四項	の七の規定により読み替えて適用する規則第十八条の十七第四項
-------	-----	-------------------------------

様式第一（第25条関係）

整理番号（注1）		
----------	--	--

放射性輸送物設計承認申請書

【略】
放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第25条第1項（同告示第26条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により放射性輸送物の設計承認を申請します。

【略】

注 1～7 【略】

備考 1 規則第18条の17第2項第2号（規則第24条の2の7において読み替えて適用する場合を含む。）の書類は、次のイからホまでに掲げる事項について記載すること。
イ～ホ 【略】
2～4 【略】

様式第二（第25条関係）

整理番号（注）		
---------	--	--

放射性輸送物設計変更承認申請書

【略】
放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第25条第1項（同告示第26条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により放射性輸送物の設計変更承認を申請します。

【略】

注 【略】

様式第一（第25条関係）

整理番号（注1）		
----------	--	--

放射性輸送物設計承認申請書

【同上】
放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第25条第1項の規定により放射性輸送物の設計承認を申請します。

【同上】

注 1～7 【同上】

備考 1 規則第18条の17第2項第2号の書類は次のイからホに掲げる事項について記載すること。
イ～ホ 【同上】
2～4 【同上】

様式第二（第25条関係）

整理番号（注1）		
----------	--	--

放射性輸送物設計変更承認申請書

【同上】
放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第25条第1項の規定により放射性輸送物の設計変更承認を申請します。

【同上】

注 1 【同上】

- 備考 1 規則第18条の17第2項第2号（規則第24条の2の7において読み替えて適用する場合を含む。）の書類は、次のイからホまでに掲げる事項について記載すること。
- イ～ホ [略]
- 2 規則第18条の17第2項第2号（規則第24条の2の7において読み替えて適用する場合を含む。）の書類は、変更に係る部分について記載すること。
- 3～5 [略]

様式第三（第25条関係）

整理番号（注）		
放射性輸送物設計承認書有効期間更新申請書		
[略]		
放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第25条第4項（同告示第26条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により放射性輸送物の設計承認書有効期間更新を申請します。		
[略]		

注 [略] [略]

備考 1～3 [略]

様式第四（第25条関係）

整理番号（注）		
放射性輸送物設計承認書記載事項変更届		
[略]		
放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第25条第6項（同告示第26条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により放射性輸送物の設計承認書記載事項変更を届け出ます。		
[略]		

注 [略]

- 備考 1 規則第18条の17第2項第2号の書類は次のイからホに掲げる事項について記載すること。
- イ～ホ [同上]
- 2 規則第18条の17第2項第2号の書類は、変更に係る部分について記載すること。
- 3～5 [同上]

様式第三（第25条関係）

整理番号（注1）		
放射性輸送物設計承認書有効期間更新申請書		
[同上]		
放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第25条第4項の規定により放射性輸送物の設計承認書有効期間更新を申請します。		
[同上]		

注 1 [同上]

備考 1～3 [同上]

様式第四（第25条関係）

整理番号（注1）		
放射性輸送物設計承認書記載事項変更届		
[同上]		
放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第25条第6項の規定により放射性輸送物の設計承認書記載事項変更を届け出ます。		
[同上]		

注 1 [同上]

備考 1 ～ 3 [略]

様式第五 (第25条関係)

整理番号 (注)

放射性輸送物設計承認書廃止届

[略]
放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第25条第7項 (同告示第26条において読み替えて適用する場合を含む。) の規定により放射性輸送物の設計承認書廃止を届け出ます。
[略]

注 [略]

備考 1 ～ 3 [略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

備考 1 ～ 3 [同上]

様式第五 (第25条関係)

整理番号 (注1)

放射性輸送物設計承認書廃止届

[同上]
放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第25条第7項の規定により放射性輸送物の設計承認書廃止を届け出ます。
[同上]

注 1 [同上]

備考 1 ～ 3 [同上]

別表第三 使用の場所の一時的変更の届出に係る使用の目的を指定する告示の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第九条第一項第五号の規定に基づき、使用の目的として次のものを指定する。</p> <p>「一～四 略」</p>	<p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第九条第一項第五号の規定に基づき、使用の目的として次のものを指定する。</p> <p>「一～四 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

別表第四 教育及び訓練の時間数を定める告示の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>放射線障害の防止に関する教育及び訓練の時間数を定める告示</p> <p>放射線同位元素等の規制に関する法律施行規則第二十一条の二第一項第二号の規定により初めて管理区域に立ち入る前又は同項第三号の規定により取扱等業務を開始する前に行わなければならない放射線障害の防止に関する教育及び訓練の時間数は、次の各号に掲げる項目に応じ、当該各号に定める時間数以上とする。</p> <p>「一 三 略」</p>	<p>教育及び訓練の時間数を定める告示</p> <p>放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第二十一条の二第一項第二号の規定により初めて管理区域に立ち入る前又は同項第三号の規定により取扱等業務を開始する前に行わなければならない教育及び訓練の時間数は、次の各号に掲げる項目に応じ、当該各号に定める時間数以上とする。</p> <p>「一 三 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

別表第五 放射線を放出する同位元素の数量等を定める件の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（放射線を放出する同位元素の数量及び濃度）</p> <p>第一条 放射線同位元素等の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条に規定する放射線を放出する同位元素の数量（以下「下限数量」という。）及び濃度は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数量及び濃度とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>（管理区域に係る線量等）</p> <p>第四条 放射線同位元素等の規制に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第一条第一号に規定する管理区域に係る外部放射線に係る線量、空気中の放射性同位元素（放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素を含む。以下この条、次条第四号、第七条、第八条、第十四条第一項及び第三項、第十六条、第十九条、第二十四条、第二十五条、第二十七条、別表第二から別表第四まで並びに別表第七第二欄において同じ。）の濃度及び放射性同位元素の密度は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〜四 略〕</p> <p>（遮蔽物に係る線量限度）</p> <p>第十条 「略」</p> <p>2 規則第十四条の七第一項第三号に規定する同号ロに掲げる線量に係る線量限度については、次のとおりとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 病院若しくは診療所（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）<u>第八条第二十八項</u>の介護老人保健施設を除く。）の病室</p>	<p>（放射線を放出する同位元素の数量及び濃度）</p> <p>第一条 放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条に規定する放射線を放出する同位元素の数量（以下「下限数量」という。）及び濃度は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数量及び濃度とする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>（管理区域に係る線量等）</p> <p>第四条 放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第一条第一号に規定する管理区域に係る外部放射線に係る線量、空気中の放射性同位元素（放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素を含む。以下この条、次条第四号、第七条、第八条、第十四条第一項及び第三項、第十六条、第十九条、第二十四条、第二十五条、第二十七条、別表第二から別表第四まで並びに別表第七第二欄において同じ。）の濃度及び放射性同位元素の密度は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〜四 同上〕</p> <p>（遮蔽物に係る線量限度）</p> <p>第十条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 病院又は診療所（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）<u>第八条第二十七項</u>の介護老人保健施設を除く。）の病室</p>

又は同条第二十九項の介護医療院の療養室における場合にあっては、実効線量が三月間につき一・三ミリシーベルト

(線量並びに空気中及び水中の濃度の複合)

第二十五条 「略」

2 第十条第二項及び第十四条の規定については、同時に外部放射線に被ばくするおそれがあり、又は空気中の放射性同位元素を吸入摂取し、若しくは水中の放射性同位元素を経口摂取するおそれがあるときは、それぞれの線量限度又は濃度限度に対する割合の和が一となるようなその線量又は空気中若しくは水中の濃度をもつて、その線量限度又は濃度限度とする。

る場合にあっては、実効線量が三月間につき一・三ミリシーベルト

(線量並びに空気中及び水中の濃度の複合)

第二十五条 「同上」

2 第十条第二項及び第十四条の規定については、同時に外部放射線に被ばくするおそれがあり、又は空気中の放射性同位元素を吸入摂取若しくは水中の放射性同位元素を経口摂取するおそれがあるときは、それぞれの線量限度又は濃度限度に対する割合の和が一となるようなその線量又は空気中若しくは水中の濃度をもつて、その線量限度又は濃度限度とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

別表第六 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第一条第五号の医療機器を指定する告示の一部改正に関する表
 (第一条関係)

改正後	改正前
<p>放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第一条第五号の医療機器を指定する告示</p> <p>放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第一条第五号の原子力規制委員会が厚生労働大臣又は農林水産大臣と協議して指定する医療機器は、次のとおりとする。</p> <p>「略」</p>	<p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第一条第五号の医療機器を指定する告示</p> <p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第一条第五号の原子力規制委員会が厚生労働大臣又は農林水産大臣と協議して指定する医療機器は、次のとおりとする。</p> <p>「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

別表第七 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第十条第二項の工場又は事業所を定める告示の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第十条第二項の工場又は事業所を定める告示</p> <p>放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第十条第二項の原子力規制委員会が定める工場又は事業所は次のとおりとする。</p> <p>〔略〕</p>	<p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第十条第二項の工場又は事業所を定める告示</p> <p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第十条第二項の原子力規制委員会が定める工場又は事業所は次のとおりとする。</p> <p>〔同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

別表第八 変更の許可を要しない軽微な変更を定める告示の一部改正に関する表（第一条関係）

改 正 後	改 正 前
<p>第一条 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第九条の二第五号の原子力規制委員会の定める変更は、次に掲げるものとする。 「一〜三 略」</p>	<p>第一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第九条の二第五号の原子力規制委員会の定める変更は、次に掲げるものとする。 「一〜三 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

別表第九 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第十二条第一項第三号の放射性同位元素装備機器を指定する告示の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第十二条第一項第三号の放射性同位元素装備機器を指定する告示</p> <p>放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第十二条第一項第三号の原子力規制委員会が指定する放射性同位元素装備機器は、次のとおりとする。</p> <p>「一・二 略」</p>	<p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第十二条第一項第三号の放射性同位元素装備機器を指定する告示</p> <p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第十二条第一項第三号の原子力規制委員会が指定する放射性同位元素装備機器は、次のとおりとする。</p> <p>「一・二 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

別表第十 設計認証等に関する技術上の基準に係る細目を定める告示の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>（外部被ばくに係る線量限度）</p> <p>第一条 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十四条の三第一項第一号イの原子力規制委員会が定める線量限度は、実効線量が一年間につき一ミリシーベルトとする。</p>	<p>（外部被ばくに係る線量限度）</p> <p>第一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十四条の三第一項第一号イの原子力規制委員会が定める線量限度は、実効線量が一年間につき一ミリシーベルトとする。</p>

別表第十一 講習の時間数等を定める告示の一部改正に関する表（第一条関係）

		改 正 後			改 正 前							
2	放射性同位元素の使用をする許可届出使用者が選任した放射線	<p style="text-align: center;">放射線取扱主任者に係る講習の時間数等を定める告示 (用語)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則において使用する用語の例による。</p> <p style="text-align: center;">(資格講習の時間数)</p> <p>第二条 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第三十五條第二項の第一種放射線取扱主任者講習（次条において「第一種放射線取扱主任者講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる資格講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">〔略〕 〔2・3 略〕</p> <p style="text-align: center;">(放射線取扱主任者定期講習の時間数)</p> <p>第四条 密封されていない放射性同位元素の使用をする許可使用者、放射線発生装置の使用をする許可使用者又は許可廃棄業者が選任した放射線取扱主任者が受講する法第三十六條の二第一項の放射線取扱主任者定期講習（以下この条において「放射線取扱主任者定期講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる放射線取扱主任者定期講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行い、総時間数は四時間以上とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">放射線取扱主任者定期講習の課目</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">時間数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔一〕三 略</td> <td></td> </tr> </table>	放射線取扱主任者定期講習の課目	時間数	〔一〕三 略		改 正 前	<p style="text-align: center;">講習の時間数等を定める告示 (用語)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則において使用する用語の例による。</p> <p style="text-align: center;">(資格講習の時間数)</p> <p>第二条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第三十五條第二項の第一種放射線取扱主任者講習（次条において「第一種放射線取扱主任者講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる資格講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">〔同上〕 〔2・3 同上〕</p> <p style="text-align: center;">(定期講習の時間数)</p> <p>第四条 密封されていない放射性同位元素の使用をする許可使用者、放射線発生装置の使用をする許可使用者又は許可廃棄業者が選任した放射線取扱主任者が受講する法第三十六條の二第一項の定期講習（以下この条において「定期講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる定期講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行い、総時間数は四時間以上とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">定期講習の課目</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">時間数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔一〕三 同上</td> <td></td> </tr> </table>	定期講習の課目	時間数	〔一〕三 同上	
放射線取扱主任者定期講習の課目	時間数											
〔一〕三 略												
定期講習の課目	時間数											
〔一〕三 同上												
2	放射性同位元素の使用をする許可届出使用者が選任した放射線		改 正 前									

取扱主任者（第一項に規定する放射線取扱主任者を除く。）が受講する放射線取扱主任者定期講習は、次の表の上欄に掲げる放射線取扱主任者定期講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行い、総時間数は三時間以上とする。

放射線取扱主任者定期講習の課目	時間数
-----------------	-----

〔一・二 略〕

3 届出販売業者又は届出賃貸業者が選任した放射線取扱主任者が受講する放射線取扱主任者定期講習は、次の表の上欄に掲げる放射線取扱主任者定期講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行い、総時間数は二時間以上とする。

放射線取扱主任者定期講習の課目	時間数
-----------------	-----

〔一・二 略〕

取扱主任者（第一項に規定する放射線取扱主任者を除く。）が受講する定期講習は、次の表の上欄に掲げる定期講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行い、総時間数は三時間以上とする。

定期講習の課目	時間数
---------	-----

〔一・二 同上〕

3 届出販売業者又は届出賃貸業者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習は、次の表の上欄に掲げる定期講習の課目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数により行い、総時間数は二時間以上とする。

定期講習の課目	時間数
---------	-----

〔一・二 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

別表第十二 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第一条第四号の薬物を指定する告示の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
<p>放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第一条第四号の薬物を指定する告示</p> <p>放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第一条第四号の原子力規制委員会が厚生労働大臣と協議して指定する薬物は、次のとおりとする。</p> <p>〔略〕</p>	<p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第一条第四号の薬物を指定する告示</p> <p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第一条第四号の原子力規制委員会が厚生労働大臣と協議して指定する薬物は、次のとおりとする。</p> <p>〔同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

別表第十三 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等に係る電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部改正に関する表（第一条関係）

規 則	規 程												
<p>1 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第6条の2第1項、核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11の2第1項、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）<u>第20条の2第1項、第22条の2第1項、第24条の2第1項及び第24条の2の12第4項、国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）第4条の2第1項並びに核原料物質の使用に関する規則第3条の2第1項の規定に基づき、電磁的方法による保存をする場合には、別表に掲げる基準を確保するよう努めなければならない。</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>1 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第6条の2第1項、核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11の2第1項、<u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第20条の2第1項、国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）第4条の2第1項及び核原料物質の使用に関する規則第3条の2第1項の規定に基づき、電磁的方法による保存をする場合には、別表に掲げる基準を確保するよう努めなければならない。</u></p> <p>2 [同上]</p>												
<p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="705 188 746 537">基 準</th> <th data-bbox="705 537 746 1120">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="199 188 705 537">1 [略]</td> <td data-bbox="199 537 705 1120">1 [同上]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="199 537 705 1120">2 運用基準（電磁的方法による保存をする関係者の遵守事項等人的システムの安全対策）</td> <td data-bbox="199 1120 705 2045">2 [同上]</td> </tr> </tbody> </table> <p>①室の窓及び出入口の施錠、入退室管理等の適切な防犯措置を<u>講ずること。</u></p> <p>②～④ [略]</p> <p>⑤IDを付与された関係者以外の者が、情報システムの操作をしないよう周知徹底する等の措置を<u>講ずること。</u></p> <p>⑥・⑦ [略]</p> <p>⑧情報システムの保守、点検等を行うに当たっては、バックアップ等当該行為の期間のデータ保護措置を<u>講ずること。</u></p> <p>⑨～⑫ [略]</p>	基 準	基 準	1 [略]	1 [同上]	2 運用基準（電磁的方法による保存をする関係者の遵守事項等人的システムの安全対策）	2 [同上]	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="705 1120 746 1702">基 準</th> <th data-bbox="705 1702 746 2045">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="199 1120 705 1702">1 [同上]</td> <td data-bbox="199 1702 705 2045">1 [同上]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="199 1702 705 2045">2 [同上]</td> <td data-bbox="199 2045 705 2045">2 [同上]</td> </tr> </tbody> </table> <p>①室の窓及び出入口の施錠、入退室管理等の適切な防犯措置を<u>講ずること。</u></p> <p>②～④ [同上]</p> <p>⑤IDを付与された関係者以外の者が、情報システムの操作をしないよう周知徹底する等の措置を<u>講ずること。</u></p> <p>⑥・⑦ [同上]</p> <p>⑧情報システムの保守、点検等を行うに当たっては、バックアップ等当該行為の期間のデータ保護措置を<u>講ずること。</u></p> <p>⑨～⑫ [同上]</p>	基 準	基 準	1 [同上]	1 [同上]	2 [同上]	2 [同上]
基 準	基 準												
1 [略]	1 [同上]												
2 運用基準（電磁的方法による保存をする関係者の遵守事項等人的システムの安全対策）	2 [同上]												
基 準	基 準												
1 [同上]	1 [同上]												
2 [同上]	2 [同上]												

備考 表中の「」の記載は注記である。

別表第十四 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第二十一条第一項第十四号の規定に基づき放射性同位元素又は放射線発生装置を定める告示の一部改正に関する表(第一条関係)

改正後	改正前
<p>放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第二十一条第一項第十四号の規定に基づき放射性同位元素又は放射線発生装置を定める告示 (放射性同位元素)</p> <p>第一条 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(次条において「規則」という。) 第二十一条第一項第十四号に規定する放射性同位元素は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 「一・二 略」</p>	<p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第二十一条第一項第十四号の規定に基づき放射性同位元素又は放射線発生装置を定める告示 (放射性同位元素)</p> <p>第一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(次条において「規則」という。) 第二十一条第一項第十四号に規定する放射性同位元素は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 「一・二 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	